

きれいな水を未来につなぐために 公共下水道への接続のお願い

衛生的で快適な生活環境を作り出すため、現在、市では下水道を整備しています。下水道が整備され、使えるようになった地区に家屋を所有している方は、台所やお風呂、トイレなどの排水を下水道に流せるよう排水設備を設置し、下水道へ接続しなければなりません。

下水道が供用開始されたら早期の接続を

《浄化槽ご使用の方》

現在、浄化槽をご使用の方は、下水道法により遅滞なく下水道に接続しなければなりません。（下水道法第10条）

《くみ取り便所をご使用の方》

現在、くみ取り便所をご使用の方は、3年以内に下水道へ直接流す水洗便所に改造し、下水道に接続しなければなりません。（下水道法第11条の3）

排水設備（下水道接続）工事は指定工事店で

排水設備工事は、公共下水道の適正利用を確保するために、必ず市に登録された「指定工事店」へお申し込みください。

指定工事店一覧表は、下水道課窓口で配布しています。また、市公式ウェブサイトでもお知らせしています。

下水道に流してはいけないもの

- ティッシュペーパー、衛生用品等
- 天ぷら油、ラードなどの油類等
- 高濃度の薬品、洗剤やペンキの原液等
- ガソリン、灯油、シンナーなどの可燃物等

これらは、下水道管の詰りや損傷の原因となることに加え、下水処理場の機能低下につながります。



問 下水道課 ☎441・7116

令和7年度 介護者のつどい

大丈夫、ひとりじゃないよ

介護で奮闘中のみなさん、がんばりすぎていませんか？

「もう、限界！」と抱え込まないで、**介護者のつどい**へお越しください。自分の想いを共感してくれる人と交流を深めてはいかがでしょうか。

介護を始めたばかりの方、介護の経験を伝えたい方、どなたでもお気軽にご参加ください。申込みは不要です。

場 所	年間予定日程		時 間
甚目寺公民館 (1階談話室)	毎月 第4水曜日	10月22日、11月26日、12月24日 1月28日、2月25日、3月25日	午後1時30分～3時
美和総合福祉センター すみれの里 (3階福祉ルーム)	偶数月 第1月曜日	10月6日、12月1日、2月2日	午後1時30分～3時
七宝老人福祉センター (1階相談室)	奇数月 第1月曜日	11月10日※、1月5日、3月2日	午前9時30分～11時

※の月曜日は日程を変更しています。

問 高齢福祉課 地域包括支援センター ☎444・3159